

# 教育大綱（教育振興基本計画）と総合計画について

## 1 教育大綱と総合計画の概要

### ■ 教育大綱とは

- ・ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 条の 3 の規定に基づき、地方自治体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として策定するもので、教育分野の総合計画として位置付けされるもの。
- ・ 地方自治体は、国が策定する「教育振興基本計画」を参酌し、地域の実情に応じた教育大綱を策定する。

### ■ 総合計画とは

- ・ 総合計画（基本構想）は、地方自治法の改正（平成 23 年 5 月）により、地方自治体に策定義務はなくなったものの、多くの自治体が議会の議決を経て、最上位計画として位置付けているところであり、本市も同様の扱いをしている。

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成 26 年 6 月 20 日改正）

#### （大綱の策定）

- 第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第 1 項の総合教育会議において協議するものとする。

- 文部科学省初等中等教育局長通知（平成 26 年 7 月 17 日付 26 文科初第 490 号）

#### （大綱の定義）

- ① 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない。
- ② 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされている。「参酌」とは参考にするという意味であり、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものであること。

- 地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例

#### （議会の議決すべき事件）

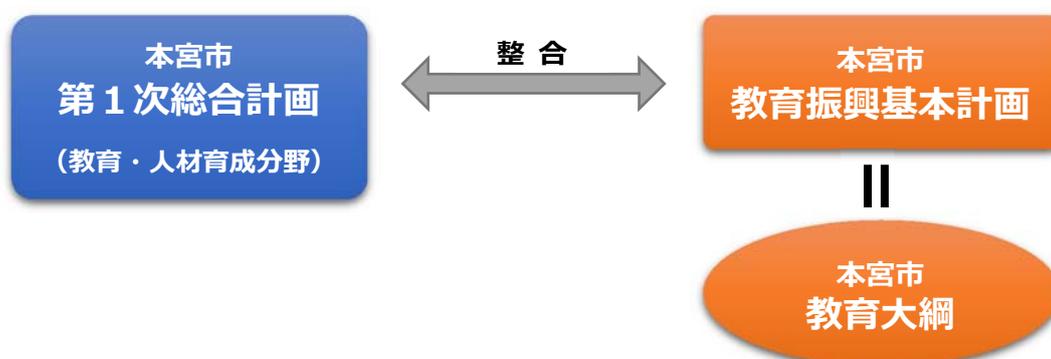
第 2 条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 本宮市総合計画基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。

## 2 本宮市教育大綱（現行）について

- 本市では、平成 27 年 10 月開催本宮市総合教育会議において「本宮市教育振興基本計画」を教育大綱として位置付けることを決定。
- 「本宮市教育振興基本計画」は、教育基本法に基づき策定する計画で、本市教育の目指すべき姿の実現を図るための計画であり、本市の最上位計画である「本宮市第 1 次総合計画」と整合を図っている。

### ▶ 現行の教育大綱と総合計画の関係図



#### ○ 教育基本法

##### (教育振興基本計画)

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

#### ○ 文科省初等中等教育局長通知（平成 26 年 7 月 17 日付 26 文科初第 490 号）

##### (地方教育振興基本計画その他の計画との関係)

- ・ 地方公共団体において、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画を持って大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

### 3 本宮市教育大綱（次期）の検討について

#### ■ 次期教育大綱検討の必要性

- ・ 本市教育大綱と位置付ける「本宮市教育振興基本計画」は、平成 30 年度までを計画期間とするものであり、教育振興基本計画の改訂にあわせ、次期教育大綱を検討する必要がある。

#### ■ 本宮市第 2 次総合計画の策定

- ・ 「本宮市教育振興基本計画」が整合を図る本市最上位計画の「本宮市第 1 次総合計画」も、教育振興基本計画同様、平成 30 年度をもって計画期間が満了する。

※ 次期「総合計画」の策定方針等は、別添 [参考資料](#)「本宮市第 2 次総合計画の策定方針等について」参照

#### ➤ 本宮市教育大綱（次期）の考え方（案）

**次期「教育振興基本計画」をもって、本宮市教育大綱と位置付ける**

#### ～ 大綱（教育振興基本計画）策定にあたって ～

- 次期「教育振興基本計画」の策定にあたっては、次期「総合計画」の策定過程の中で緊密に連携を図ることとする。

**>>> 近年の教育行政に求められる福祉や地域振興などの一般行政との連携が図られる。**

- 計画策定において、「総合教育会議」での協議・検討の機会を設けることとする。

**>>> 教育政策の方向性を共有する。**